

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月13日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成 26 年 10 月 28 日専決

亀山市長 櫻井 義之

家屋調査における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成 26 年 6 月 30 日午前 9 時 30 分頃、固定資産評価のため、相手方所有の新築家屋の調査を行っていたところ、不注意によりクリップボードを落とし、床を傷つけた。

2 相手方住所及び氏名



3 損害賠償の額

36,072 円